



伏見 よもやま かわらばん

2023
No.174
11・12月号

編集発行人
税理士法人
伏見会計事務所

〒420-0804
静岡市葵区竜南3丁目10-18
TEL (054) 246-2433 (代)
FAX (054) 246-9389
E-mail: kaikei@t-fushimi.co.jp
URL: http://www.t-fushimi.cp.jp/



相続時精算課税と暦年課税の改正

このコーナーでは税務に関する様々な情報を提供して参ります。記事の内容についてご質問等ございましたら、下記の電話番号、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。リクエスト等もお待ちしております。

☎ 054-246-2433

令和5年の税制改正では、相続時精算課税の使い勝手の向上及び暦年贈与に係わる贈与財産の課税価格への加算期間の見直しが行われました。

1 相続時精算課税の改正

《贈与時》 相続時精算課税適用者がその年中においてその贈与者からの贈与により取得した財産に係わる贈与税についてはその課税価格から基礎控除110万円を控除する。

《相続時》 相続時精算課税適用者がその贈与者からその贈与により取得した財産の価額（上記基礎控除額は除く）は相続により取得した財産の価額に加算した金額が相続税の課税価格となる。

2 暦年課税の改正

被相続人から相続により財産を取得した者がその相続開始前7年以内（改正前3年以内）にその相続に係わる被相続人から暦年贈与により財産を取得していた場合には、その贈与財産の価額をその者の相続税の課税価格に加算する。

3 節税対策について

相続税対策として毎年の贈与を考えるのなら一般的には①を選択する事が有利であると思われませんが、相続財産がかなりの高額な場合などには②を選択した方が有利な場合があります。皆様の相続の状況により適宜シミュレーションを行うことが肝要であると考えます。

※ご相談は伏見会計事務所の税務担当者まで

